

※2021年12月24日付で英訳版をUKIPO宛提出

The options for computer generated works, text and data mining and patent inventorship are summarised in the following tables.

Computer generated works	
Option 0	Make no legal change
Option 1	Remove protection for computer-generated works
Option 2	Replace the current protection with a new right of reduced scope/duration

Text and Data Mining (TDM)	
Option 0	Make no legal change
Option 1	Improve licensing environment for the purposes of TDM
Option 2	Extend the existing TDM exception to cover commercial research and databases
Option 3	Adopt a TDM exception for any use, with a rights holder opt-out
Option 4	Adopt a TDM exception for any use, which does not allow rights holders to opt out

Patent Inventorship	
Option 0	Make no legal change
Option 1	“Inventor” expanded to include humans responsible for an AI system which devises inventions
Option 2	Allow patent applications to identify AI as inventor
Option 3	Protect AI-devised inventions through a new type of protection

Copyright – computer generated works (CGW)

1. Do you currently rely on the computer-generated works provision? If so, please provide details of the types of works, the value of any rights you license and how the provision benefits your business. What approach do you take in territories that do not offer copyright protection for computer-generated works?

回答 : NA

2. Please rank these options in order of preference (most to least preferred) and explain why.

回答 :

0→2→1 : 現行の英国でのCGWの保護制度を変更するか否かについては、グローバルなテクノロジー企業としては各国を横断して研究開発を行う関係上、各国制度とのバランスも考慮した更なる慎重な議論が必要であり、現時点ではOption 0を最優先とする。仮に今後Option 2を目指す方向の議論が進むのであれば、各国制度との調和の観点での考慮に加え、昨今のビジネスサイクルの速さや大量のCGWが創出され得る技術的な背景に照らすと不必要に長期の保護期間が与えられることにより、イノベーションの自由度の確保に対する弊害にもなり得ることを考慮に入れた検討がなされることが必要と考える。

3. If we introduce a related right for computer-generated works, as per option 2, what scope and term of protection do you think it should have? Please explain how you think this scope and term is justified in terms of encouraging investment in AI-generated works and technology.

回答 :

AI関連の投資促進という観点では、AIにより生成される作品の生成過程（アルゴリズムのプログラミング、パラメーターの設定、学習用のデータの収集、生成された作品のチューニング等）に人の介在が認められれば当該人や人が属する企業の権利として生成作品の保護は認められても良いのではないかと考える。

4. What are your views of the implications of the policy options and of AI technology for the designs system?

回答 : NA

5. For each option, what are your views on the risk that AI generated works may be falsely attributed to a person?

回答 :

AIによって生成されたか否かに関わらず、（著作権者でない者が）著作権者と詐称する問題は生じるものであり、現時点でAIによって生成される場合に特有の問題があるとは認識していない。

Copyright – text and data mining (TDM)

6. *If you license works for TDM, or purchase such licences, can you provide information on the costs and benefits of these? For example, availability, price-point, whether additional services are included or available, number and types of works covered by the licence etc.*

回答 : NA

7. *Is there a specific approach the government should adopt in relation to licensing?*

回答 :

一部の者による利益の独占等、市場の公平性が害される場合には、他の分野と同様に政府による調整もありうるが、原則、自由な市場原理に委ねられるべきと考える。

8. *Please rank the options in order of preference (most to least preferred) and explain why.*

回答 :

4=>3=>2=>1=>0 : TDM を用いた商用の研究開発並びに製品・サービスの提供を行う企業の立場からすると、著作物の表現を直接享受しない（著作物を作品として楽しまない）学習のための行為については、可能な限り例外がなくそれが実行できる環境が望ましい。仮に opt-out があり得る、あるいはライセンス料の支払を要する環境となる場合、必然的に研究開発等のコスト負担が高まることとなるため、日本やシンガポール（2021/11/21 に施行された改正著作権法で、**computational data analysis** 目的の著作物の利用を認める権利制限規定を新たに導入するとともに、当該行為を禁止する契約を無効とする規定を併せて導入した）など広く自由度の高い権利制限を許容している国との比較において、当該商用研究開発等の拠点として UK を選択する可能性は低下すると考えられる。

9. *If you have experience of the EU exception with opt out for rights holders, how has this affected you?*

回答 : NA

10. *How would any of the exception options positively or negatively affect you? Please quantify this if possible.*

回答 : NA

Patents

11. Please rank these options in order of preference (most to least preferred) and explain why?

回答：
最も優先度が高いオプションは、オプション0（法的な変更を行わない）である。
その理由は、AIが着想に寄与した発明には、自然人が発明を着想するにあたり、①「AIアルゴリズム発明」や②「AI応用発明」のように、AIをツールとして利用するケース（第1のケース）、自然人とAIの着想の双方が発明を着想するケース（第2のケース）、③「AI Created発明」のように、AIのみが発明を着想するケース（第3のケース）の3つがあるものと考ええる。このうち第1のケース、第2のケースについては、着想に寄与した自然人を発明者とすれば足りるため、法律／規則の改正は必要ないものと考ええる。
第3のケース（③「AI Created発明」）については、もし、AIが発明者として認められ、AIがなした成果物を発明として特許で保護することになると、多数の特許が乱造されるおそれがある。そうすると、特許の藪が出現し、産業活動が混乱しかねないと考ええる。このため、AIがなした成果物を発明として特許で保護することには反対する意見が大半である。
この場合、“inventor”の定義については、AIは“the individual”では無いので、現行特許法では、AI自身は発明者になり得ないと思料される。従って、現行特許法の「発明者」に関する規定は変更する必要はないと考ええる。
一方で、「AI Created発明」については、人が介在しないことが前提となっておいるが、人の介在の程度によっては「AIを動作させることによって生み出された結果物」自体は「AI Created発明」ではなくなるので、その介在した人を発明者として、「AIを動作させることによって生み出された結果物」自体の保護を図るべきという意見もある。
なお、人の介在のどの程度をもって発明者としての貢献と言えるかについては、特許発明のみでなく、AIを動作させることによって生み出された意匠の創作者や、AIを動作させることによって生み出された著作物の著作者についても同様に捉えて検討していく必要があるものと考えている。
なお、AIのみによる着想によって発生した成果物である「AI Created発明」については、特許制度で保護することは、反対という意見が大半であるが、時期尚早という意見や、「AI Created発明」は技術の大きな流れであり、そのような技術の進歩に制約を掛けるのではなく別途保護の枠組みを検討した上で「AI Created発明」の保護を図るべきという意見もある。

12. Would the changes proposed under Options 1, 2 and 3 have any consequential effects on the patent system, for example on other patentability criteria?

回答：

オプション1およびオプション2で提案された変更は、特許制度に結果的に影響を及ぼすと考える。

AIを訓練した者が、AIが創造した発明の所有者になることは、適切ではないと考える。例えば、AIを訓練して学習済みモデルを作成し、その学習済みモデルをほかの企業に販売するビジネスが考えられる。このような場合、学習済みモデルを購入した企業が、その学習済みモデルを用いることで新たな発明が創造された場合、販売元の企業が発明の所有者になってしまうことになる。このような事態が生じてしまうと、ビジネスをスムーズに行うことができないという懸念がある。

一方で、“company”について、company自身がAIの訓練をすることはない。しかし、companyと雇用関係にある従業員がAIの訓練をして発明の着想に十分に貢献したのであれば、人の介在があるため、その従業員が発明者になる場合はあり得る。この場合、契約等の定めによりcompanyが「AIを動作させることによって生み出された結果物」の権利者となることはあり得る。

For options 1 and 2:

13. If UK patents were to protect AI-devised inventions, how should the inventor be identified, and who should be the patent owner? What effects does this have on incentivising and rewarding AI-devised inventions?

回答：NA

14. In considering the differences between options 1 and 2, how important is it that the use of AI to devise inventions is transparent in the patent system?

回答：

本質問は、冒認を念頭においている質問であると想定する。AIに同じデータを入力したら、同じ創作物が出来る、という単純なプロセスであれば、冒認も何もなく、単に早いもの勝ち、ということになる。もう少し、複雑なことを念頭において、その上で、冒認に対する対処を気にしている、ということであれば、争いがあった際に、それぞれがそのプロセスを開示し合って、白黒を決めることになるように思われる。

15. Would the UK adopting option 2 affect your global patent filing strategy, if so, how?

回答：NA

For option 3:

16. What term and scope of protection should a new right offer?

回答 : NA

17. What should the criteria for grant of a new right be and why? Particularly should it:

- a) Replicate the current requirements for a patent?
- b) Set a different bar for inventive step?
- c) Be an automatic or registered right?

回答 :

原則としては現行のソフトウェア関連発明と同様の基準で判断するのが妥当と考える。ただし、審査でどのような基準で先行技術を適用するかどうかは、実務的に難しい問題を抱えていると考える。

例えば、AIが様々な分野で応用可能であるということを理由として、ある分野にAIを適用した発明が単純に自明であると判断されるようなことは避けて頂きたい。

一方で、例えば、農業分野にAIを適用した発明の場合、農業分野（AIについての知識はあまりない分野）の技術水準のみから考えれば新規/非自明であるため、AIを適用したということのみで非自明性が容易に認められてしまうことも避けて頂きたい。したがって、AI発明の審査においては、AIを適用した発明の本質、特徴を十分に考慮してもらいたいと考える。

また、近年は *prior art* を生成するAIが開発されており、AIの生み出す *prior art* には既存の技術を単にランダムに組み合わせただけのものも考えられるため、そのような文献を *prior art* とすべきかは慎重に判断するべきである。

General

18. What role does the IP system play in the decision of firms to invest in AI?

回答 : NA

19. Does the first mover advantage and winner-take-all effect prevail in industries adopting AI? How would this affect the impact of the policy options proposed on innovation and competition?

回答 : NA

20. How does AI adoption by firms affect the economy? Does the use of AI in R&D lead to a higher productivity?

回答 : NA

21. Do the proposed policy options have an impact on civil society organisations? If so, what types of impacts?

回答 : NA

###